

総目次

●印は判例収録法令、*印は参照法令、
△印は他の編に収録したもの、□印は資料。

憲法編

【憲法の部】

●日本国憲法	二〇
日本国憲法（英文）	一八〇
□大日本帝国憲法	一八
日本国憲法の改正手続に関する法律（抄）	一八二
皇室典範	一九六
国事行為の臨時代行に関する法律	一九七
皇室経済法	一九七
元号法	一九八
国旗及び国歌に関する法律	一九八
●法の適用に関する通則法	一九八
△外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律（民事訴訟法編）	一八四四
扶養義務の準拠法に関する法律	二〇七
△子に対する扶養義務の準拠法に関する条約（国際法編）	二五五三
遺言の方式の準拠法に関する法律	二〇八
国籍法	二〇八
人身保護法	二〇九
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	二一〇
男女共同参画社会基本法	二二
△恩赦法（刑事訴訟法編）	一七六六
請願法	二二
△国家賠償法（行政法編）	二〇八
公文書等の管理に関する法律	二二三
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	二二六
個人情報保護に関する法律	二二九
国会法	二三八

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 二四七 |

●公職選挙法

政治資金規正法 二二〇 |

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律 二二六 |

政党助成法 二二六 |

【裁判法の部】

裁判所法	二二五
裁判の迅速化に関する法律	二二九
最高裁判所裁判官国民審査法	二二九
法廷等の秩序維持に関する法律	二四六
裁判官弾劾法	二四六
裁判官分限法	二五〇
判事補の職権の特例等に関する法律	二五〇
執行官法	二五二
執行官規則	二五三
公証人法	二五四
検察庁法	二五九
檢察審査会法	二六〇
弁護士法	二六五
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（抄）	二七五
弁護士職務基本規程	二八四
司法試験法	二八七
司法書士法	二八九
総合法律支援法（抄）	二九五
△裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（民事訴訟法編）	二二二六

行政法編

【行政手続・救済法の部】

●行政手続法	二〇二
●国家賠償法	二〇八
●行政不服審査法	二二三
●行政事件訴訟法	二三八
国の利害に関係のある訴訟について の法務大臣の権限等に関する法律	二四二

行政代執行法 二四三 |

△犯罪被害者等給付金の支給等による
犯罪被害者等の支援に関する法律（刑事訴訟法編）

【行政組織法の部】

内閣法	二四四
国家行政組織法	二四六
国家公務員法	二四八
*職員の仕事の宣誓に関する政令（国家公務員法七七条に抄録）	二五八
政治的行為（人事院規則一四―七）	二六四
地方公務員法	二六四
行政書士法	二六五

【地方自治法の部】

●地方自治法	二八二
*地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令（地方自治法五二条の九に抄録）	四三
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄）	四三
住民基本台帳法（抄）	四四〇
地方公営企業法	四四四

【財政法の部】

財政法	四六八
*財政法第二条の特例に関する法律（財政法二条に抄録）	四六八
会計法	四七二
国有財産法	四七四
地方財政法	四八六
国税通則法	四八三
国税徴収法	五三
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律	五〇

【警察法の部】

警察法	五四
警察官職務執行法	五四一
消防法（抄）	五四三
銃砲刀剣類所持等取締法	五四四

道路交通法 五〇 |

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

旅券法 五〇四 |

出入国管理及び難民認定法

【土地・環境法の部】

土地収用法	六〇
都市計画法（抄）	六六
建築基準法（抄）	七二
国土利用計画法	七四
環境基本法	七五〇
公害紛争処理法	七五三
公害健康被害の補償等に関する法律	七五八
大気汚染防止法	七五八
水質汚濁防止法	七四
土壌汚染対策法	七四〇
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	七六七
資源の有効な利用の促進に関する法律	八〇九
環境影響評価法（抄）	八五
△人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（刑法編）	二二二九

【教育・文化法の部】

教育基本法	八三
学校教育法	八三
宗教法人法	八三

民法編

●民法	八四〇
*木本ノ先取特權ニ関スル法律（民法三二一条に収録）	八八〇
*記名ノ国債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ関スル法律（民法二六四条に収録）	八八三
*民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令（民法四〇四条に収録）	八九二
*住宅の品質確保の促進等に関する法律（民法五八一条・六三六条・六三七条に	

●失火ノ責任ニ関スル法律（民法七〇九条に収録）	九四〇
●水生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（民法七七二条・七七四条に収録）	九六二
●民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令（民法九〇九条の二に収録）	九八三
●民法施行法（抄）	一〇〇五
●電子署名及び認証業務に関する法律（抄）	一〇三三
●一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一〇三三
●公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	一〇五一
●特定非営利活動促進法	一〇六六
●消費者契約法	一〇六七
●電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律	一〇七八
●割賦販売法（経済法編）	一〇九八
●特定商取引に関する法律（経済法編）	一三二七
●年齢計算ニ関スル法律	一〇七八
●年功のとなえ方に関する法律	一〇七八
●不動産登記法	一〇七九
●不動産登記事務取扱手続準則（不動産登記法二条・二九条に収録）	一〇八〇
●不動産登記令	一〇八七
●不動産登記規則	一二五五
●登録免許税法	一二四九
●税法概要（付録編）	一六九
●印紙税率（付録編）	一五九〇
●電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律	一二五七
●相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律	一二五七
●遺失物法	一二五九
●建物の区分所有等に関する法律	一二六二
●マンションの再生等の円滑化に関する法律（抄）	一二八一

●立木ニ関スル法律	一二〇〇
●明治四十二年法律第二十二号 第二条第二項ノ規定ニ依リ樹木ノ集団ノ範圍ヲ定ムルノ件（立木ニ関スル法律一条に収録）	一二〇〇
●工場抵当法	一二〇〇
●抵当証券法	一二〇三
●仮登記担保契約に関する法律	一二〇五
●事業性融資の推進等に関する法律（抄）	一二〇六
●譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律	一二三二
●利息制限法	一二三六
●出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（経済法編）	一二六六
●身元保証ニ関スル法律	一二三九
●動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律	一二三九
●偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律	一二三七
●電子記録債権法	一二六八
●供託法	一二六八
●供託規則	一二六九
●国際物品売買契約に関する国際連合条約（国際法編）	一二四七
●借地借家法	一二五五
●建物保護ニ関スル法律（旧法）	一二四四
●借家法（旧法）	一二四四
●借家法（旧法）	一二四四
●信託法	一二六六
●公益信託に関する法律	一二六二
●自動車損害賠償保障法	一二九〇
●自動車損害賠償保障法施行令（抄）	一二九〇
●製造物責任法（行政法編）	一二九四
●国家賠償法（行政法編）	一三〇六
●特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律	一三〇六
●戸籍法	一三二二

●戸籍法施行規則（戸籍法二条等に収録）	一三三三
●出生証明書の様式等を定める省令（戸籍法四九条に収録）	一三四四
●性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	一三三〇
●外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律	一三三〇
●国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施に関する法律（民事訴訟法）	一三〇六
●扶養義務の準拠法に関する法律（憲法編）	一三〇七
●子に対する扶養義務の準拠法に関する条約（国際法編）	一三五五
●任意後見契約に関する法律	一三〇〇
●後見登記等に関する法律	一三〇〇
●法務局における遺言書の保管等に関する法律	一三三三
●遺言の方式の準拠法に関する法律（憲法編）	一三〇〇
●中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（抄）	一三三四
●商法編	
●商法	一三八六
●商法施行規則	一三八六
●会社法	一三五五
●水日新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（会社法二六条に収録）	一三六七
●会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抜粋）	一三五五
●会社法施行令	一三五八
●会社法施行規則	一五八
●コーポレートガバナンス・コード	一五九
●有限責任事業組合契約に関する法律	一六二七
●商業登記法	一六六六
●商業登記規則	一六六六
●社債・株式等の振替に関する法律（抄）	一六四三

●担保付社債信託法	一六六六
●△金融商品取引法（経済法編）	一三八〇
●保険法	一六八〇
●国際海上物品運送法	一六八〇
●船舶の所有者等の責任の制限に関する法律	一六八三
●船舶法	一六八三
●手形法	一六八三
●小切手法	一七一七
●小切手法ノ適用ニ付銀行ト同視スベキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件（小切手法九条に収録）	一七一七
●△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（経済法編）	一七四四
●△不公正な取引方法（経済法編）	一七四五
●△不正競争防止法（経済法編）	一七五八
●民事訴訟法編	
●民事訴訟法	一七八八
●民事訴訟規則	一七八八
●民事訴訟法	一八七五
●人事訴訟規則	一八八四
●人事訴訟規則	一八八四
●消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	一八八七
●外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律	一八四四
●民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律	一八六六
●民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則	一八六六
●民事執行法	一八七七
●民事執行法施行令	一八八八
●民事執行規則	一八八八
●民事保全法	一九二二
●民事保全法施行令	一九二二
●民事保全規則	一九二五
●民事訴訟費用等に関する法律	一九二五
●民事訴訟費用等に関する規則	一九二五

●民事訴訟等手数料一覧（付録編）	一五八六
●執行官法（憲法編）	一五八六
●供託法（民法編）	一二四八
●行政事件訴訟法（行政法編）	一二三八
●国の利害に係る訴訟について（行政法編）	一二三八
●破産法	一二四二
●破産規則	一二五八
●民事再生法	一〇〇六
●民事再生法施行規則	一〇〇六
●民事再生規則	一〇〇八
●会社更生法	一〇〇八
●会社更生規則	一〇〇九
●外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	一二五五
●外国倒産処理手続の承認援助に関する規則	一二五五
●非訟事件手続法	一二四二
●非訟事件手続規則	一二四二
●借地非訟事件手続規則	一二四二
●会社非訟事件手続規則	一二四二
●民事調停法	一二五二
●民事調停規則	一二五二
●特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律	一二五八
●家事事件手続法	一二六〇
●家事事件手続規則	一二六〇
●家事事件手続規則	一二六〇
●国際的な子の奪取の民事上の側面に 関する条約の実施に関する法律	一二六六
●仲裁法	一二六六
●調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律	一二六六
●裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律	一二六六
●人身保護法（憲法編）	一二六六
●刑法編	
●刑法	一二六六
●自動車の運転により人を死傷させる	一二六六

●行為等の処罰に関する法律	一二三二
●自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律三条に収録）	一二三二
●刑法（抄）	一二三二
●刑法施行規則	一二三二
●罰金等臨時措置法	一二三二
●心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（抄）	一二三二
●軽犯罪法	一二三二
●ストーカー行為等の規制等に関する法律	一二三二
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	一二三二
●決闘罪ニ関スル件	一二三二
●航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律	一二三二
●爆発物取締罰則	一二三二
●印紙犯罪処罰法	一二三二
●通貨及び証券模造取締法	一二三二
●紙幣類似証券取締法	一二三二
●法人ノ役員処罰ニ関スル法律	一二三二
●人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律	一二三二
●暴力行為等処罰ニ関スル法律	一二三二
●盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律	一二三二
●航空機の強取等の処罰に関する法律	一二三二
●人質による強要行為等の処罰に関する法律	一二三二
●公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律	一二三二
●毒物及び劇物取締法	一二三二
●二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	一二三二
●二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	一二三二
●児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	一二三二
●インターネット異性紹介事業を利用	一二三二

●して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	一二三二
●私事性の画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	一二三二
●性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律	一二三二
●大麻及び向精神薬取締法	一二三二
●覚醒剤取締法	一二三二
●薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律	一二三二
●国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	一二三二
●医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）	一二三二
●売春防止法	一二三二
●不正アクセス行為の禁止等に関する法律	一二三二
●破壊活動防止法	一二三二
●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	一二三二
●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	一二三二
●犯罪による収益の移転防止に関する法律	一二三二
●日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法	一二三二
●刑事訴訟法編	
●刑事訴訟法	一二三二
●刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づき司法警察員等の指定に関する法律	一二三二

●規則（刑事訴訟法一八九条・一九九条に収録）	一二四七
●刑事訴訟法第百九十四条に基づく懲戒処分に関する法律（刑事訴訟法一九四条に収録）	一二四七
●検察官の職務を行う弁護士に給予すべき手当の額を定める政令（刑事訴訟法一八八条に概要を収録）	一二四九
●押収物還付等公告令（刑事訴訟法四九九条に収録）	一二五三
●刑事訴訟法施行法（抄）	一二五三
●刑事訴訟規則	一二五三
●裁判員の参加する刑事裁判に関する法律	一二五三
●裁判員の参加する刑事裁判に関する規則	一二五三
●裁判員の参加する刑事裁判に関する規則	一二五三
●刑事訴訟費用等に関する法律	一二五三
●刑事補償法	一二五三
●犯罪捜査のための通信傍受に関する法律	一二五三
●犯罪捜査のための通信傍受に関する規則	一二五三
●犯罪捜査規範（抄）	一二五三
●刑事訴訟法第二百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令	一二五三
●刑事確定訴訟記録法	一二五三
●刑事事件における応急措置法	一二五三
●刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する規則	一二五三
●犯罪被害者等基本法	一二五三
●犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律	一二五三
●犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	一二五三
●少年法	一二五三

少年審判規則	二七〇八
少年の保護事件に係る補償に関する法律	二七五〇
少年院法（抄）	二七五六
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	二七三三
刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則	二七四七
更生保護法	二七五五
恩赦法	二七六六
社会法編	
【労働法の部】	
●労働契約法	二七七〇
●労働基準法	二七七七
＊有期労働契約の締結、更新、雇止め等に関する基準（労働基準法 四条に要旨を取録）	二七八〇
＊労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令（労働基準法 三七条に要旨を取録）	二七八八
＊労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務（労働基準法 三八条の三に取録）	二七八九
＊労働基準法第三十八条の四第一項の規定により同項第一号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針（労働基準法 三八条の四に要旨を取録）	二七九〇
労働基準法施行規則（抄）	二八〇一
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法	二八〇〇
労働基準法第二十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針	二八一一
●労働組合法	二八二二
●労働関係調整法	二八六六

行政執行法人の労働関係に関する法律	二八八八
△国家公務員法（行政法編）	二八八八
△政治的行為（行政法編）	二八八八
△地方公務員法（行政法編）	二八八八
労働審判規則	二八八〇
労働審判規則	二八八〇
個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律	二八八六
女性労働基準規則	二八八六
●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）	二八八八
●短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	二八八八
△女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（国際法編）	二八八八
公益通報者保護法	二八八八
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	二八八八
賃金の支払の確保等に関する法律	二八八八
最低賃金法	二八八八
労働安全衛生法	二八八八
●労働者災害補償保険法	二八八八
＊労働者災害補償保険法七条に要旨を抄録	二八八八
労働保険の保険料の徴収等に関する法律（抄）	二八八八
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	二八八八
●労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	二八八八
●高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（抄）	二八八八
障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）	二八八八
雇用保険法	二八八八

【社会保障法の部】	
生活保護法（抄）	二八八八
児童福祉法（抜粋）	二八八八
児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）	二八八八
障害者基本法（抄）	二八八八
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）	二八八八
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）	二八八八
【医事・衛生法の部】	
医師法（抜粋）	二八八八
医療法（抜粋）	二八八八
母体保護法	二八八八
臓器の移植に関する法律	二八八八
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）	二八八八
△医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（刑法編）	二八八八

△消費者契約法（民法編）	二八八八
割賦販売法	二八八八
特定商取引に関する法律	二八八八
資金決済に関する法律（抄）	二八八八
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（抄）	二八八八
無限連鎖講の防止に関する法律	二八八八
●金融商品取引法（抄）	二八八八
金融商品取引法施行令（抄）	二八八八
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）	二八八八
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（抄）	二八八八
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	二八八八
貸金業法（抄）	二八八八
外国為替及び外国貿易法	二八八八
関税法（抜粋）	二八八八
農地法（抄）	二八八八
宅地建物取引業法	二八八八
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（抄）	二八八八
【知的財産法の部】	
知的財産基本法	二八八八
●特許法	二八八八
実用新案法（抄）	二八八八
意匠法（抄）	二八八八
商標法	二八八八
著作権法	二八八八
国際法編	
国際連合憲章	二八八八
国際司法裁判所規程	二八八八
世界人権宣言	二八八八
国際人権規約	二八八八
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）	二八八八
市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）（抄）	二八八八

児童の権利に関する条約	二八八八
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）	二八八八
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（抄）	二八八八
難民の地位に関する条約（抄）	二八八八
難民の地位に関する議定書（抄）	二八八八
国際物品売買契約に関する国際連合条約（抄）	二八八八
子に対する扶養義務の準拠法に関する条約	二八八八
外交関係に関するウィーン条約	二八八八
条約法に関するウィーン条約（抄）	二八八八
付録	
民事訴訟等手数料一覧	二八八八
印紙税率一覧表	二八八八
税法概要	二八八八
判例索引	二八八八
総合事項索引	二八八八

民法 三編 債権 一章 総則

第四八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知しなければならぬ。

2前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

3前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。
（平二九法四四本条追加）
※期限の利益の喪失（二二七）、遅延損害金（四一五・四一九）

（委託を受けた保証人の求償権）
第四九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額の求償権を有する。
2第四百四十二条の規定は、前項の場合について準用する。
（平二九法四四本条改正）

※委託保証人の求償権（四五九の二・四六三）、委託（六四三）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、立替費用償還（六五〇・一三）委託を受けた保証人の求償権（四六二）将来の求償権（四〇四・三）民事八六二（金庫）三五五、二）物上保証人の求償権（五二七）電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（一六民集）五二二・七三）

保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権
1保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者の弁済期前に債務の消滅行為をした保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者利益を受けた限度において求償権を有する。この場合主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺のしたことを主張するときは、保証人は、債権者に相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求する。この場合、主たる債務の弁済期以後の法定利息による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息

判例付き法令

（委託を受けた保証人の求償権）
第四九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額の求償権を有する。
2第四百四十二条の規定は、前項の場合について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※委託保証人の求償権（四五九の二・四六三）、委託（六四三）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、立替費用償還（六五〇・一三）委託を受けた保証人の求償権（四六二）将来の求償権（四〇四・三）民事八六二（金庫）三五五、二）物上保証人の求償権（五二七）電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（一六民集）五二二・七三）

及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。
3第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使用することができない。
（平二九法四四本条追加）
※期限の利益の喪失（二二七）、遅延損害金（四一五・四一九）
（委託を受けた保証人の求償権）
第四六〇条 保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げる行為をしたときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使用することができ、かつ、債権者がその破産財団の配当に加しなさい。
二 債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許した期限は、保証人に対抗することができない。
三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡し

（委託を受けた保証人の求償権）
第四六二条 第四百五十九条の二第二項の規定は、主たる債務者の委託を受けてないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。
2主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができない。
3第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（五）、債務の消滅行為（四五九）、委託保証人の求償権（四五九・四五九の二）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、事務管理者の費用償還請求（七〇二）、物上保証人の求償権（三五五・三七七）、相殺（五二五）本人の意思に反した事務管理者の費用償還請求（七〇二）
1無委託保証人が主たる債務者の破産手続開始前に締結した保証契約に基づき破産手続開始後に弁済した場合において、保証人が主たる債務者である破産者に対して取得する求償権は破産債権であるが、保証人が取得する求償権を自動債権とし、主たる債務者である破産者が保証人に対し、相殺による消滅行為とすること相殺は、破産法七二条一項の類推適用により許されない。（裁判平24・5・28民集六六・七三三三三）

（通知を怠つた保証人の求償の制限等）
第四六三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができ、かつ、主たる債務者に代わつてその保証人に対抗することができない。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができない。
2保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを知つたため、その保証人が善意で債務の消滅行為を

家事事件手続法 二編 家事審判に関する手続 一章 総則

を述べたために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴くことができる。ただし、別表第一に掲げる事項についての審判事件においては、この限りでない。
5 参与員の員数は、各事件について一人以上とする。
6 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。
7 前項の規定により選任された者の資格、員数その他同項の規定による選任に關する事項は、最高裁判所規則で定める。
8 参与員は、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
（当事者参加）
第四一条 当事者となる資格を有する者は、当事者と家庭裁判所の手続に参加することができる。
2 家庭裁判所は、相当と認めるときは、当事者の申立てにより又は職権で、他の当事者となる資格を有する者（審判を受ける者となるべき者に限る。）を、当事者として家事審判の手続に参加させることができる。
3 第一項の規定による参加の申立て及び前項の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行なければならぬ。
4 第一項の規定による参加の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
（利害関係参加）
第四二条 審判を受ける者となるべき者は、家事審判の手続に参加することができる。
2 審判を受ける者となるべき者以外の者であつて、審判の直接の影響を受けるもの又は当事者となる者（審判を受ける者となるべき者に限る。）の権利に侵害を及ぼすおそれがあるときは、職権で、審判に参加させることができる。
3 第一項の規定による参加の申立ては、参加の趣旨及び理由を記載した書面で行なければならぬ。
4 第一項の規定による参加の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
（電子調書の作成等）
第四六条 裁判所書記官は、家事審判の手続の期日により、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長において

（主たる債務者が保証人に対して償還する場合）
第四六一条 前条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、

（非電磁的家事審判事件記録の閲覧等）
第四七条 当事者又は利害関係を陳明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非電磁的家事審判事件記録、家事審判事件記録の全部または一部を閲覧することができる。この場合において、以下（この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
2 前項の規定は、非電磁的家事審判事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含み、以下「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を陳明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。
4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされるときにより、その者が社会生活を営むのに害するおそれがある認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することと不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。
5 家庭裁判所は、利害関係を陳明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。
6 当事者は、非電磁的家事審判事件記録中当該当事者が提出した書面等又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第三

（令五法五三施行日前）
二 号又は第三号に掲げる事項については第三十八条の二において設けられた事項としてされたものであること、又はこれを他の記録媒体に記録する措置を講じた場合の当該書面又は当該記録媒体についても、同様とする。
7 非電磁的家事審判事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非電磁的家事審判事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
8 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
9 前項の規定による即時抗告が家事審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであること認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。
10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
（令五法五三施行日前）
第四七条 当事者又は利害関係を陳明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件記録の全部または一部を閲覧することができる。この場合において、以下（この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。
2 前項の規定は、非電磁的家事審判事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含み、以下「録音テープ等」という。）に関しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を陳明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。
3 家庭裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつたときは、これを許可しなければならない。
4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされるときにより、その者が社会生活を営むのに害するおそれがある認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することと不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。
5 家庭裁判所は、利害関係を陳明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。
6 当事者は、非電磁的家事審判事件記録中当該当事者が提出した書面等又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第三

（令五法五三施行日後）
第四七条の二 当事者又は利害関係を陳明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事審判事件記録（家事審判事件記録のうち、電子調書を作成した部分を除く。）の閲覧、謄写及び複製の請求は、家庭裁判所の許可を得る必要がある。この場合において、以下（この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。次条第四項第三

判例なし法令

（委託を受けた保証人の求償権）
第四九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額の求償権を有する。
2第四百四十二条の規定は、前項の場合について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※委託保証人の求償権（四五九の二・四六三）、委託（六四三）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、立替費用償還（六五〇・一三）委託を受けた保証人の求償権（四六二）将来の求償権（四〇四・三）民事八六二（金庫）三五五、二）物上保証人の求償権（五二七）電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（一六民集）五二二・七三）

（委託を受けた保証人の求償権）
第四九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額の求償権を有する。
2第四百四十二条の規定は、前項の場合について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※委託保証人の求償権（四五九の二・四六三）、委託（六四三）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、立替費用償還（六五〇・一三）委託を受けた保証人の求償権（四六二）将来の求償権（四〇四・三）民事八六二（金庫）三五五、二）物上保証人の求償権（五二七）電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（一六民集）五二二・七三）

（委託を受けた保証人の求償権）
第四六二条 第四百五十九条の二第二項の規定は、主たる債務者の委託を受けてないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。
2主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができない。
3第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（五）、債務の消滅行為（四五九）、委託保証人の求償権（四五九・四五九の二）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、事務管理者の費用償還請求（七〇二）、物上保証人の求償権（三五五・三七七）、相殺（五二五）本人の意思に反した事務管理者の費用償還請求（七〇二）
1無委託保証人が主たる債務者の破産手続開始前に締結した保証契約に基づき破産手続開始後に弁済した場合において、保証人が主たる債務者である破産者に対して取得する求償権は破産債権であるが、保証人が取得する求償権を自動債権とし、主たる債務者である破産者が保証人に対し、相殺による消滅行為とすること相殺は、破産法七二条一項の類推適用により許されない。（裁判平24・5・28民集六六・七三三三三）

（通知を怠つた保証人の求償の制限等）
第四六三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができ、かつ、主たる債務者に代わつてその保証人に対抗することができない。この場合において、相殺をもつてその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができない。
2保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを知つたため、その保証人が善意で債務の消滅行為を

（委託を受けた保証人の求償権）
第四六二条 第四百五十九条の二第二項の規定は、主たる債務者の委託を受けてないで保証をした者が債務の消滅行為をした場合について準用する。
2主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によつて消滅すべきであつた債務の履行を請求することができない。
3第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。
（平二九法四四本条改正）
※電子記録保証人の特別求償権（電子記録債権（五）、債務の消滅行為（四五九）、委託保証人の求償権（四五九・四五九の二）、弁済による代位（四九・五〇・五〇四）、事務管理者の費用償還請求（七〇二）、物上保証人の求償権（三五五・三七七）、相殺（五二五）本人の意思に反した事務管理者の費用償還請求（七〇二）
1無委託保証人が主たる債務者の破産手続開始前に締結した保証契約に基づき破産手続開始後に弁済した場合において、保証人が主たる債務者である破産者に対して取得する求償権は破産債権であるが、保証人が取得する求償権を自動債権とし、主たる債務者である破産者が保証人に対し、相殺による消滅行為とすること相殺は、破産法七二条一項の類推適用により許されない。（裁判平24・5・28民集六六・七三三三三）